給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００８４号

千葉県松戸市栗ケ沢771―34
再生債務者　益田　正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年2月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年2月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第３号

山梨県韮崎市藤井町北下條1465番地2　サンコーポラス藤井住宅1棟301
再生債務者　有野　潔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年2月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年2月20日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第３号

福島市上鳥渡字しのぶ台81番地の10
再生債務者　原田　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年2月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年2月21日
福島地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１１号

沖縄県那覇市字小禄1481番地6　ピア・アーバン小禄209
再生債務者　波平　敦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年2月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年2月21日
那覇地方裁判所民事第３部

保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第5項、第47条第5項及び第59条第5項、終身保険簡易生命保険約款第13条第2項及び第51条第5項、定期保険簡易生命保険約款第13条第2項及び第41条第4項、養老保険簡易生命保険約款第13条第2項及び第50条第5項、学資保険簡易生命保険約款第13条第2項及び第60条第6項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第2項及び第46条第5項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第2項及び第50条第5項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第2項及び第35条第4項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第2項及び第39条第5項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第2項及び第53条第6項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第2項及び第53条第6項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第2項及び第60条第4項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第4項、財形終身年金保険簡易生命保険約款第34条第4項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第4項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第2条第3項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、平成25年4月1日から施行します。
平成25年3月1日
独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　浦野　道郎
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月二日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月四日
掲載頁　九十三頁（号外第一四六号）
平成二十五年三月一日
長野県北佐久郡御代田町大字御代田四一〇六番地七三
（甲）ミネベア株式会社
代表取締役　貝沼　由久
長野県北佐久郡御代田町大字御代田四一〇六番地七三
（乙）ミネベアモータ株式会社
代表取締役　赤津　浩之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により味の素製薬株式会社（乙、住所東京都中央区入船二丁目一番一号）の輸液・透析事業に関する権利義務を承継することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年七月一日であり、当社の株主総会の承認決議は平成二十五年三月二十七日を予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十五年四月五日までにお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）平成二十五年二月一日に設立されており、確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十八日
掲載頁　一七九頁（号外第一四一号）
平成二十五年三月一日
東京都中央区日本橋浜町二丁目三一番一号
エイワイファーマ株式会社
代表取締役　佐藤　文正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月二日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十五年二月十日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年三月一日
東京都世田谷区奥沢三―四六―六―四〇一
合資会社オリエンタルデザイン
代表社員　辻田　政孝

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を二百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年三月一日
大阪市中央区本町三丁目四番一〇号
有限会社エフ・ピー総合研究所
取締役　山本　和義

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十五年三月一日
東京都港区六本木四丁目一番四号
オーセンスグループ株式会社
代表取締役　元榮太一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十五年三月一日
岐阜県大垣市赤坂町二〇九三番地
株式会社エフ・ピー・エス
代表取締役　堀　昌司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。
平成二十五年三月一日
大阪府豊中市千成町一丁目六番六四号
日本新金属株式会社
取締役社長　小谷　明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十五年三月一日
福岡市中央区薬院一丁目一番一号
株式会社フェヴリナホールディングス
代表取締役　松浦　正英

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年三月一日
北海道空知郡上富良野町西二線北二五号
スガノ農機株式会社
代表取締役　菅野　充八